

福利のための生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言
(環境省、農林水産省仮訳)

我々、閣僚及び代表団長は、国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016¹の機会に 2016 年 12 月 2 日及び 3 日に集い、

以下を宣言する：

- 1．生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに生物多様性が支えている生態系サービスに依存する、あらゆる生命の福利に必須の条件として、一部の文化では母なる大地と認識されている、自然との共生が不可欠であること。
- 2．生物多様性が、国際社会が現在直面している開発上及び社会的な緊急の課題に対する解決策を提供すること。
- 3．生態系の劣化及び分断、持続不可能な土地利用の変化、自然資源の過剰な利用、種の違法な捕獲・採取及び取引、侵略的外来種の導入、大気、土壌、陸水及び海洋の汚染、気候変動及び砂漠化によって引き起こされる生物多様性への悪影響に最も懸念していること。
- 4．自然を尊重するために、人間の開発様式、振る舞い及び活動を変革する必要があること。
- 5．生物多様性を強く反映する持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその持続可能な開発目標が、変革的な形で、かつ環境的、経済的及び社会的な側面を統合する視点を持って、開発上の課題に対処するための新たな機会を提供すること。
- 6．国連気候変動枠組条約、及び同条約の第 21 回締約国会議で採択された、気候変動に対処するための行動をとる際に必ず全ての生態系が損なわれないことを確実とすること及び生物多様性を保護することの重要性を認識している国連気候変動枠組条約のパリ協定、及び 2016 年 11 月の第 22 回会合で採択されたマラケシュ行動宣言の実施は、生物多様性条約の目的の実施に貢献可能かつ貢献すべきであり、その逆も同様であること。
- 7．生物多様性条約、生物多様性戦略計画 2011-2020 並びにその愛知目標、及び、該当する場合は、カルタヘナ議定書及び名古屋議定書、の効果的な実施を確保するために、我々は追加的な努力を行うとともに、国際的な場で採択されている持続可能な開発、取引、

¹ メキシコ・カンクンにおける、第 13 回生物多様性条約締約国会議、第 8 回カルタヘナ議定書締約国会合及び第 2 回名古屋議定書締約国会合（2016 年 12 月 4～17 日）、これらの会合の閣僚級ハイレベルセグメント（2016 年 12 月 2～3 日）。

農業、漁業、林業及び観光業などに関係する他のイニシアティブとのより緊密な協力を促進する必要があること。

そして、それ故に、

我々は以下を約束する：

国内のニーズ及び状況に合わせ、及び他の関係する国際協定に沿って、自然及び人権を完全に尊重した経済的、社会的及び文化的な包括的アプローチを組み込んだ、効果的な制度的、法的及び規制の枠組みを確立するべく、我々の政府の全レベル及びあらゆるセクターにわたり生物多様性を主流化するため、以下の行動を通じ、取り組むこと：

- 1 . 政府によって策定されるセクター別及びセクター横断的な政策、計画及びプログラム、並びに法的及び行政的な措置と予算が、構造的かつ首尾一貫した形で、生物多様性と生態系の保全、持続可能な利用、管理及び回復に関する行動を統合することを確保すること。
- 2 . 生物多様性の価値を国家会計や報告の制度に組み込むこと。
- 3 . 生物多様性の主流化を強化するために、必要に応じて、生物多様性国家戦略及び行動計画を更新及び実施すること。
- 4 . 生物多様性の主流化のために、制度的な支援と能力を強化すること。
- 5 . 生物多様性に依存する、あるいは影響を与えるセクターが、生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な利益の配分のための統合的なアプローチを採択するよう奨励すること。
- 6 . 良好な健康、清浄な水及び衛生、食料安全保障、栄養の改善及び飢餓の削減、貧困根絶、自然災害の防止、強靱で持続可能かつ包括的な都市及び人間の居住、そして気候変動の適応と緩和を達成するための基盤として、生態系の保全、持続可能な利用、及び必要な場合には再生を推進すること。
- 7 . 地球規模でエコロジカル・フットプリントを削減し、土地の劣化と砂漠化に対処し、あらゆる形態の貧困を根絶するとともに、人々及び地域間の社会的な格差に対処することにより、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を旨とした持続可能な経済成長を推進すること。
- 8 . 生態学的な代表性を有しよく連結された保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法のシステムを増加及び強化すること。

- 9 . 生物多様性関連の知識及び情報の生成と利用を促進するとともに、あらゆるレベルでの意思決定を支援するために社会がそれらの入手が容易にできるようにすること。
- 10 . 生物多様性及びその価値についての意識を向上させるために生物多様性を教育プログラムの中に組み込むこと。
- 11 . 国際協力を強化するとともに、適切な技術の革新と移転を奨励すること。
- 12 . あらゆるソースからの資源を動員するための努力の規模を拡大すること。
- 13 . 地球環境ファシリティー、開発銀行、及び金融・協力機関といった組織に対して、特に開発途上国及び経済移行国におけるプログラム、能力構築、知識管理及び実施メカニズムにおける公共政策の一貫性を、国内の状況に応じて、支援するよう奨励すること。
- 14 . 国連食糧農業機関や世界関税機関等の国連システムの関係機関、地域レベルのものも含む、多国間環境協定、及び、必要に応じて、他の組織や国際的なイニシアティブ及びプロセスの間におけるより緊密な協力及び相乗効果を奨励すること。
- 15 . ジェンダーの平等及び社会的包摂を推進しつつ、あらゆる関係主体及びステークホルダーの積極的かつ効果的な参画を促進すること。
- 16 . 先住民や地域社会の権利、慣習的な生物多様性の持続可能な利用、及び伝統的知識及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を尊重することにより、生物多様性条約を実施するための彼らの能力を強化するための行動をとること。
- 17 . 民間セクターの活動の規制枠組みを改善し、生物多様性の保全と持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のためのインセンティブの強化とツールの促進を行うこと。
- 18 . バリューチェーン全体での持続可能な生産と消費を支援し、技術の安全で持続可能な適用を行い、有害な奨励を段階的に廃止し正の奨励を強化すること

農林漁業及び観光業のセクターが生物多様性とその構成要素、並びに生物多様性が支えている生態系の機能及びサービスに重度に依存していること、及びこれらのセクターが様々な形で直接的及び間接的に生物多様性に影響を与えていることも念頭に、国内のニーズ及び状況に応じてかつ関係する他の国際協定に沿って、本宣言に付属するガイダンスにおいて記載されているような各セクターの具体的な行動をとることについても約束する。

地球上の生命及び我々共通の未来は危機に瀕している。人間の発展と福利を支える生物学的な豊かさ及び健全な生態系の存続を確実なものとするために、責任ある形で強力な行

動を起こすことが喫緊の課題である。我々は愛知目標及び自然との共生という 2050 年ビジョンを達成するために努力しなければならない。このため、我々は、生物多様性の保全と持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の主流化に向けた野心度と政治的意思を引き上げなければならない。

最後に、国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016 に対し、その作業において本宣言を考慮するよう求める。我々はまた、生物多様性条約の事務局に対し、本宣言を会議の報告の一部として含めるとともに、生物多様性の主流化を前進させるために、締約国、関連する国際機関及びステークホルダーと協力するよう要請する。

本宣言は国連総会、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム 2017 及び第 3 回国連環境総会に送致される。

農林漁業及び観光業における*
生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化のためのガイダンス

農業、農作物及び家畜：

飢餓を終わらせ、食料安全保障を達成し、人間の栄養状態を改善することは、世界全体の開発目標である。今後数年間にわたる主要な挑戦は、増加する世界人口の食料を十分にまかなうために農業の生産性を高めることである。生物多様性は全ての農作物及び家畜並びにそれらの多様性の源であることから、生物多様性は農業の基盤である。養分循環、有機物の分解、土壌形成及び修復、病害虫の制御、及び花粉媒介という、農作物及び家畜の生産に恩恵をもたらす重要な機能は、食料生産、栄養、ひいては人間の福利の維持に不可欠である生態系によって維持されている。持続可能な形で世界の食料需要に応えることは達成可能であるが、現行の政策や実行を見直し、適用させるため、以下のことを通じた重要な行動が要求される：

- (a) 食料安全保障、人間の栄養、健康、経済発展及び環境保護のための持続可能な農業の推進
- (b) 生態系及び農業と生物多様性の間の相互の結びつきについての、全体的かつ統合的な視野と評価の採用
- (c) 陸上、海洋、沿岸及び内陸生態系と関連する生物多様性への悪影響を回避する一方で、非効率の削除となり得る統合的かつセクター横断的な計画プロセス及び生態系に重点を置いた方法を通じることを含む生産性の向上の活用
- (d) 集約農業によって脅威にさらされているものを含む、農家が保有する品種などの在来品種や地域に適応した品種及び十分に利用されていない種の保全と栽培
- (e) 国連食糧農業機関の食料及び農業のための動物、植物及び森林遺伝資源に関する世界行動計画の実施
- (f) 花粉媒介者の適切な管理と保全
- (g) 生きている生態系及び農業と食料安全保障の基礎の一つとして土壌を認識し、保全し及び持続可能に管理すること、及び土壌の生物多様性の理解と保全の前進
- (h) 多様な農業生態学システム及び国連食糧農業機関の世界農業遺産などの農業生物多様性保全地域の指定を推進するための措置やインセンティブの利用
- (i) 農業による汚染の防止、及び農薬、肥料及び他の農業投入材の効率的で安全かつ持続可能な使用
- (j) 適切な技術の安全で持続的利用とエネルギー、水及び土壌資源の統合的、効率的かつ持

* 将来の締約国会議会合やそれらのハイレベルセグメントで更なるセクターについて取り上げられる場合がある。

続可能な管理

- (k) 病害虫の制御又は削減のための農業システムにおける生物多様性の利用推進
- (l) 幅広い生物多様性に基づくより多様な食習慣を含む、持続可能な消費及び生産の様式、並びに食料の廃棄やロスを減らすための収穫後の農業生産物管理における最優良事例の推進、等

漁業及び養殖業：

海洋、沿岸及び陸水の生態系は幅広い水系生物多様性を擁しており、世界中のコミュニティの経済的、社会的及び文化的な側面に大きく寄与している。これらの生態系は飢餓の撲滅、食料安全保障及び改善された栄養の達成、健康の推進と貧困削減において多大な役割を果たしているほか、雇用及び収入の源であり、持続可能な開発のための機会を提供している。経済的、社会的及び生態学的な利益を長期的に維持するために、漁業と養殖業は生物多様性と生態系の持続可能な利用に依存している。生物多様性は天然漁業の源であり、漁業関連の政策、プログラム及び計画における生物多様性の主流化は、天然魚の個体群にとって不可欠な採餌、産卵及び稚魚の成育の場として機能する生息地の維持のためのカギとなる。持続可能な漁業及び養殖は持続可能な開発の重要構成要素である。その持続可能性を確保するためには、以下の行動が必要とされる：

- (a) 持続可能な漁業と養殖業を強化して食料安全保障と栄養に寄与するために、漁業関連の政策、プログラム及び計画に生態系アプローチを統合すること
- (b) 資源の持続可能性の継続、危機に瀕している種及び水生生態系への影響の削減に寄与するとともにこの重要な産業の長期的な存続を確保するような漁業資源の保全及び持続可能な利用のための行動をとること
- (c) 漁業コミュニティの生計、収入及び雇用を保護すること
- (d) 炭素の貯留及び吸収源としての役割を認識しつつ、海洋、沿岸及び陸水の生態系を保全すること
- (e) 海洋、沿岸及び陸水の生態系を損なう、騒音やプラスチックを含む汚染を低減するための行動を強化すること
- (f) モニタリング、トレーサビリティ及び混獲、投棄及び廃棄を減らすための持続可能な漁業及び養殖業の管理に係る技術革新を構築及び活用するため、及び長期的な存続を保証するような方法で手法を改善するための、努力を増加させること
- (g) 持続可能な養殖業を推進及び奨励すること
- (h) 侵略的外来種を適切に予防、防除及び根絶すること
- (i) 違法、無規制、無報告漁業を削減するための戦略を策定すること
- (j) 国連食糧農業機関の責任ある漁業のための行動規範の実施を強化すること

林業

森林は世界の陸上の生物多様性の大部分を擁している。熱帯、温帯及び冷温帯の森林は、植物、動物及び微生物に多様な生息地を提供している。持続可能な開発の見通しは、森林の生態系及び種の多様性の状況に大きく影響を受ける。森林は、木材の供給にとどまらず、より広範な恩恵を人間にもたらしている。森林が提供する生態系サービスは、貧困層や弱者にとって特に重要である。更に、多くの人々、特に先住民及び地域社会にとって、それらは文化的なアイデンティティー、精神性及び世界観に欠くことのできない要素である。林業は、適切な政策や施業の策定と実施を通じて、森林及び野生生物の保護に貢献する。このため、森林の保全と持続可能な利用のために以下のガイダンスが推奨される：

- (a) 動的で進化する概念として、あらゆるタイプの森林の経済的、社会的及び環境的価値を維持し、強化することを目的とする持続可能な森林経営を推進すること
- (b) 森林生態系が、特に森林に依存するコミュニティにとって、人間の発展、水の供給、食料安全保障、栄養及び人間の健康に決定的な役割を果たすことを強調しつつ、生物多様性の貯蔵庫及び生態系サービスの供給源としての森林生態系の重要性を評価すること
- (c) 森林の炭素吸収源としての重要性とともに、森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上に関連する活動等の気候変動の適応及び緩和戦略の策定や自然の脅威や災害からの保護に果たす役割を強調すること
- (d) 世界土壌パートナーシップ及び世界山地パートナーシップの実施を強化すること
- (e) 森林の回復、保全及び持続可能な利用のためのインセンティブのパッケージを計画・推進すること
- (f) 土地所有者及び地域社会の経済的及び社会的な便益を増加させつつ、森林の減少及び劣化の削減を指向する生産チェーンの開発における民間セクターの参画を推進すること
- (g) 森林に関する国際的な枠組み及び国連森林措置の実施を推進すること

観光業

観光業は世界経済における主要セクターの一つである。自然本位の観光は観光客を惹きつけるために生物多様性及び多様な生態系に依存する。生物多様性の重要性についての意識啓発といった様々な活動を通じ、観光は、影響を受けやすい場所や生息地の保全に直接的に寄与することができる。観光が生物多様性に肯定的に寄与することを確保しつつ、観光の長期的な持続可能性を確保するための道筋は存在する。例えば、：

- (a) 変化を可能にする手段として、観光に関する経済的及び社会的な開発の政策やモデルに生物多様性を統合すること
- (b) 観光セクター及び同セクターを超えて、経済成長から環境の劣化を切り離すことを支えるような観光のつながりを推進すること
- (c) 責任あるビジネス慣行を実施すること
- (d) 先住民及び地域社会の願望を支援するための彼らとの協働によるものも含め、人々の生

計を向上させるための質の高い職、投資及び訓練及び開発の源として観光を確立させること

- (e) 生物多様性の真価の認識、保全及び持続可能な利用を向上させながら、訪問者にとって価値のある経験として観光を推進すること
- (f) 持続可能なグリーン・インフラ及びブルー・インフラ、持続可能な生産及び消費、景観及び生態系の保全、土地計画の利用、生物多様性に関連する文化的な価値の推進を奨励すること
- (g) 観光を生物多様性の保存ツールに変革するため技術の開発と利用を推進すること
- (h) 世界観光機関の持続可能な観光開発プログラムを実施すること
- (i) 仕事における生物多様性の重要性をよりよく理解することができるように、観光事業者向けの教育プログラムに投資すること
- (j) 持続可能な観光の発展を支援するための制度的な枠組みを開発・支援すること
- (k) 観光セクター向けの生物多様性に関する能力構築プログラムに投資すること